(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　フィリピン共和国政府は、フィリピン共和国政府の名義でフィリピン中央銀行に開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をフィリピンの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、フィリピン共和国政府の国家予算に編入され、フィリピン共和国政府による改革計画の実施を支援するために使用される。

5　フィリピン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　(1)　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、借款及びそれから生ずる利子に対し又はそれらに関連し、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を負担する。

(2)　前記の租税負担に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、租税及びその他同様の課徴金の清算又は支払に責任を持つ。

8　フィリピン共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9　(1)　フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況を随時検討し、必要に応じ、改革計画の効果的かつ円滑な実施及び借款の適正な使用を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年十月五日にマニラで

フィリピン共和国駐在

日本国特命全権大使　卜部敏直

フィリピン共和国外務大臣

アルバート・デル・ロサリオ閣下

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年十月五日にマニラで

フィリピン共和国外務大臣

アルバート・デル・ロサリオ

フィリピン共和国駐在

日本国特命全権大使　卜部敏直閣下

○農林水産省告示第二千三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月三十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市西川登町大字神六字長蓮和二九〇三五の一、二九〇三五の二、二九〇三九の一、二九〇三九の二、二九〇四〇、二九〇四一、二九〇四二の一、二九〇四三の一、二九〇四六、二九〇四七、二九〇四八の一、二九〇四八の二、二九〇五〇、二九〇五二の一、二九〇五三の一、二九〇五四から二九〇五六まで、二九〇五八、二九〇五九の一、二九〇六一の一、二九〇六二、二九〇六三の一から二九〇六三の三まで、二九〇六六の一、二九〇六七の一、二九〇七六の一、二九〇七九の一、二九〇八二の一、二九〇八七の二、二九〇九八の二、二九一〇〇、二九一一〇、二九一一九の一、二九一一九の二、二九一六九の一、二九一六九の二、字川良田二九二一二、二九二二二の一、二九三〇一、二九三一九の三、二九三二六、二九三二八の一、二九三二八の二、二九三三一の一、二九三四九、二九三五二の三、二九三五五、二九三五七の二、二九三六六の二、二九三六七、二九三六八の二、二九三六九、二九三七八、二九三七九、二九三八〇の一、二九三八七、二九三八九、二九三九二から二九三九四まで、二九三九六の二、二九三九六の三、二九三九七から二九三九九まで、二九四〇三、二九四一三、二九四一四、二九四一六、字岳二九四七〇、二九四七二、字村内二九五四九、二九五五一、二九五五三、二九五五五、二九五六六の一、二九五六八の一、二九五六八の二、二九五六九、二九五六〇の一、二九五六七の一、二九五七一、二九五七二、二九八二〇、字蕪元二九八二一、二九八二二、二九八二四、二九八三四、二九八三五の二、二九八五一、二九八五三、二九八五五から二九八五八まで、二九八六二、二九八八六、二九八八九、二九九三二、二九九三三、字笹元二九九四九、二九九五〇、二九九五二の一、二九九五二の二、二九九六三の一、三〇〇六九、三〇一一九、三〇一二一の一、三〇一二六、三〇一二七、三〇一二九の一、三〇一三四の三、三〇一三四の四、字蕨原三〇三七五、三〇三七六

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月三十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字山浦字丸木庭丙三二七四の七一、丙三二七四の七八、丙三三八五、丙三三八六、字柿原丙三四四六の六、丙三四五二、丙三四六三、丙三四六五、丙三四六七、丙三四七二の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月三十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県鳥栖市河内町字谷口二二四三の一（次の図に示す部分に限る。）、三養基郡基山町大字園部字正応寺一一七四の四、字岩坪一一九九の二〇、一一九九の二一、一一九九の三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備